明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十月二十四日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目二番一三号

栄松通商株式会社

代表取締役　松下　和子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十一月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十月二十四日

富山県射水市戸破八番地の一〇

日本セック株式会社

代表取締役　中田　吉泰

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

平成二十九年十月二十四日

大阪府八尾市老原九丁目八一番地

株式会社共栄アルミニウム工業所

代表取締役　村本　辰弘

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十一月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十月二十四日

大阪府八尾市老原九丁目八一番地

株式会社共栄アルミニウム工業所

代表取締役　村本　辰弘

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十一月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十月二十四日

大阪市中央区難波五丁目ナンナンタウン2号

株式会社宝美堂

代表取締役　勝田　守文

株式併合につき通知公告

当社は、株式四百一株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十九年十一月十五日であり、同日における発行可能株式総数は三十八万四千株となります。

平成二十九年十月二十四日

東京都豊島区南池袋一丁目一六番二〇号

児玉コンクリート工業株式会社

代表取締役　児玉　洋介

組織変更につき株券等提出公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年十一月二十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年十月二十四日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

シー・アンド・ダブリュー・ジャパン株式会社

代表取締役　ナタリー・マリー・クレイグ

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である鈴木淳仁が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十月二十四日

大阪市中央区内本町一丁目三番五号クロス・ロード内本町ビル九階九A

MARINETRANS SINGAPORE PTE. LTD

日本における代表者　鈴木　淳仁

限定承認公告

本籍山梨県富士吉田市下吉田五三七九番地、最後の住所山梨県富士吉田市富士見一丁目七番一九号　被相続人　亡　北原　久

右被相続人は平成二十九年六月十六日死亡し、その相続人は平成二十九年九月二十六日甲府家庭裁判所都留支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十四日

甲府市丸の内三丁目二〇番七号フォワードビル四階　相続財産管理人　北原　久人

代理人弁護士　板山　俊一

自己株式取得事項の通知公告

当社は、平成二十九年十月二十三日開催の当社取締役会において、平成二十九年十月二十三日開催の第七十八期定時株主総会決議を受け、自己株式の取得を実施することを決議いたしましたので、左記のとおり公告いたします。

記

一、取得する株式の種類　当社普通株式

二、取得する株式の総数　五万株を上限とする。

三、株式一株当たりの取得金額　七千五百円

四、株式の取得価額の総額　三億七千五百万円を上限とする。

五、取得方法　株主全員に譲渡の勧誘をする方法とする。

六、取得する期間（株式譲渡の申込み期間）　平成二十九年十月二十四日～平成二十九年十月三十一日

平成二十九年十月二十四日

東京都港区元赤坂一丁目五番二七号

佐藤製薬株式会社

代表取締役社長　佐藤　誠一

任意清算公告

当社は、平成二十九年九月三十日をもって解散し、会社法第六六条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十月二十四日

新潟県村上市三之町九番三一号

合資会社下妻商店

代表社員　下妻　敏子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十一億円減少し、八十七億一千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s02748-4lcqt/index.html

平成二十九年十月二十四日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

京都東山ホスピタリティアセット特定目的会社

取締役　本郷　雅和

正誤

ページ	段	行	誤	正
一四		表中改正前欄中終りから一六～一四	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）
一八		表中改正後欄中一五	非常用炉心冷却装置による注水	非常用炉心冷却装置の作動

（原稿誤り）

同日（同号外）原子力規制委員会告示第九号（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示）

（原稿誤り）

四六	二	原子力規制委員会規則第十号	原子力規制委員会規則第十号
〃	一一	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者	原子力災害対策特別措置法に基づき

同日（同号外）原子力規制委員会告示第十号（原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公表する件）

（原稿誤り）

四七	上	終りから一七	文部科学省・経済産業省令第２号	文部科学省・経済産業省令第二号

◉号外　十月二十四日付第二三一号
六月二日付参会第二九号（
九六ページ●同日付政府調達第二〇一号二四ページ●
その一）一六ページ●同（その二）一七六ページ

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）